

■ 委員長報告概要 ■

	令和 5 年 6 月 定例会
	総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 38 号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、順次施行される内容について改正を行うもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>* 森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備 令和 6 年度から森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額（1,000 円）を追加し、個人の市民税及び県民税に併せて国税である森林環境税を賦課・徴収する規定を設ける。個人市民税・県民税の均等割に 500 円ずつ上乗せとなっている復興特別税は令和 5 年度で終了する。</p> <p>* 扶養親族等申告書の記載事項の簡素化（令和 7 年 1 月 1 日施行） 給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載により簡素化できることとなる。</p> <p>* 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率の新設（令和 5 年 7 月 1 日施行） 令和 4 年 4 月 27 日に公布された道路交通法等の一部を改正する法律により、道路交通法に電動キックボードを主な対象とする「特定小型原動機付自転車」区分が新設されたことで、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税額を 2,000 円とし、令和 6 年度から賦課する。</p> <p>* 自動車メーカー等の不正行為に関する再発防止策の強化（令和 6 年 1 月 1 日施行） 自動車メーカー等の不正行為を起因として生じた納付不足額に係る納税義務を、当該不正を行った自動車メーカー等に負わせる特例規定について、税法上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合を現行の 10% から 35% に引き上げる。</p>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 39 号 山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
概 要	令和 5 年 3 月定例会において可決した山陽小野田市自治基本条例の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*自治基本条例中「協働」とあったところを「協創」に改正したことを踏まえ、山陽小野田市住民投票条例第 1 条の目的において、現行の条文中「市民と行政の協働によるまちづくり」とあるところを、「市民と行政の協創によるまちづくり」に改める。また、山陽小野田市安全安心まちづくり条例第 3 条の基本理念において、現行の条文中「安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者が、それぞれの役割を果たしつつ協働することにより、」とあるところを「安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者が、それぞれの役割を果たしつつ協創により取り組むことで、」に改める。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 40 号 山陽小野田市民活動センター条例の制定について
概 要	LABV 事業により整備される新施設に、心豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現を目指し、市民が主体的に地域課題を解決する活動を支援又は促進する山陽小野田市民活動センターを設置するため、条例を制定するもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*市民活動という言葉については、第 3 条第 1 項で「市民、公共的団体、事業者等が自発的かつ主体的に行う公益的な活動であること」かつ「専ら営利を目的としていないもの」、「宗教的活動でないもの」、「政治的活動でないもの」、「選挙的活動でないもの」、「公の秩序を乱すような活動でないもの」と定義している。 *市民活動団体という言葉については、同条第 2 項で「市民活動を行う構成員の数が 3 人以上の団体」と定義している。 *市民活動団体は一般的に「志縁型コミュニティ」と「地縁型コミュニティ」に分類される。「志縁型コミュニティ」とは個別のテーマによるつながりで活動する団体で、代表的な団体は特定の活動目的を持つ NPO 法人やボランティア団体であるが、本市の現状は、市民生活に求められるサービスが細分化しており社会全般の課題解決に向けた志縁型コミュニティ活動の重要性が高まっているが、本市の団体の活動規模は大きくない現状から、市民活動センターでは、主に「志縁型コミュニティ」の支援、促

	<p>進をしていく。その事業内容は（省略）第4条に規定した。</p> <p>* L A B V 事業による新施設内での市民活動センターの役割「産」、「金」、「学」、「公」で協創プラットフォームを構築し、賑わいの創出を担おうとするものである。</p> <p>* 施設内容（第7条関係）は、交流ホール、会議室（1～5）、作業スペース、PCカウンター、ロッカー等である。</p> <p>* 使用料（第7条・別表第1～3）会議室使用料は、会議室の面積や地域交流センターの使用料等を考慮し設定する。また、営利目的又は市外利用者の場合は地域交流センターと同様の加算を設定する。</p> <p>* 指定管理者には、センターの管理と第4条に規定するセンター事業の企画・実施を行わせることを想定している。</p>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第41号 山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	山陽小野田市野球場の役員・本部席及び審判控室に空調設備を導入することに伴い、使用料の額を新たに定めるため、所要の改正を行うもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	* 使用料の設定は、平成26年4月公民館の使用料を部屋の面積に応じて改正した際の基準に準じ決定した。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 45 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について
概 要	令和 5 年 4 月 17 日付けで公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学から施設利用料及び教職関係実験実習費について、料金の上限の一部変更についての認可申請があり、内容を審査した結果、認可は適当であると判断したため、地方独立行政法人法第 23 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>*施設の使用料については、収容人数に 100 円を乗じた金額とする統一的な金額設定とする。</p> <p>*中学校及び高等学校の理科の教職課程を履修する学生から徴収する実験・実習費について定められていたものを、教職課程における地学実験以外の科目での実験器具費や実習交通費にも充当されるものであることから実情に即した名称とするため、「地学実験室」から「理科実験・実習室」に変更する。</p>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 46 号 山陽小野田市防災情報伝達システム整備工事（屋外スピーカー整備）請負契約の締結について
概 要	南海トラフ地震等による津波被害対策の一環として、沿岸部 9 か所に J アラートと連動する屋外スピーカー設備の新設及び既存の防災情報伝達システム機器の更新を行うもので、当該事業は、既存の防災情報伝達システムへ設備を追加するものであり、契約の相手方と工事請負契約を締結するため、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*業者の選定方法については、一般競争入札が原則であることを念頭に置きつつ、災害時に市民の安全を守るため複雑なシステムの安定運用を維持する観点を考慮し、現在本市のシステムを整備し保守を行っている業者を契約の相手方とすることが最適と判断した。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■委員長報告概要■

	令和5年6月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第36号 令和5年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について
概 要	今回の補正は、歳入歳出ともに130万1,000円を追加し、予算総額を67億4,413万7,000円とするもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*歳入では、支払基金交付金175万円を増額し、繰入金44万9,000円を減額している。歳出では、診療報酬支払基金の令和4年度の精算に伴う償還金130万1,000円を増額している。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第37号 令和5年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第1回）について
概 要	今回の補正は、病床数削減や入院患者数の予定量変更のほか、感染者用の病床確保に係る補助金や訪問看護ステーション事業に必要な諸経費を見込んだものであり、病院事業収益を3,680万円減の48億979万8,000円、病院事業費用を804万9,000円減の50億6,708万7,000円とするもの。これにより、損益計算は1億4,421万1,000円の単年度純損失となる。
論点又は審査によって明らかになった事項など	*病床管理、病院経営状況等から適正な病床数を検討した結果、現在の215床から16床削減し、199床とする。 *病床数が200床未満となるため、地域包括ケア病床を維持するために訪問看護ステーションを設置する。 *新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へ移行され、医療機関間での入院調整が不調となった場合の要請に対応するための病床を4床確保する。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 43 号 山陽小野田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	病院事業の附帯事業として、市民病院の敷地内に訪問看護ステーションを新たに設置し、訪問看護を実施するために所要の改正を行うもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>* 宇部・小野田保健医療圏においては、必要病床数推計に対して、高度急性期、急性期、慢性期の病床が過剰であり、回復期の病床が不足している。</p> <p>* 訪問看護ステーションの支援体制として、看護師を 3 人配置する。</p> <p>* 市民病院による訪問看護ステーション事業の開始について、医師会から懸念は抱かれていない。</p>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 44 号 山陽小野田市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	新たに設置する訪問看護ステーションを利用する際の利用料を定め、また、広さや設備が同一の特別室の利用料を統一するために所要の改正を行うもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>* 部屋の向きによって 3,630 円、4,400 円と異なる特別室料を 3,850 円に統一する。</p> <p>* 訪問看護ステーションの利用料のうち条例第 3 条第 2 項第 2 号のものは、時間外勤務手当、交通費、キャンセル料、衛生材料費等を想定している。</p>
討 論	反対：特別室料を設けるべきではないため
結 果	賛成多数で可決

■委員長報告概要■

	令和 5 年 6 月 定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 42 号 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	<p>条例第 3 条中の固定資産税の課税免除の規定で、令和 5 年 3 月 31 日までに対象施設を設置した事業者を対象としているところ、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され期間延長されたことに伴い、本市の条例においても期間を令和 7 年 3 月 31 日までとするため、所要の改正を行うもの</p>
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>* 支援を受けるには、企業が県に計画を提出し、認定を受けた後、国の確認を受ける必要があり、本市で認定している企業は 7 社あり、減免している企業は 3 社ある。</p> <p>* 令和 5 年度の減免額は、約 2,600 万円である。</p>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■委員長報告概要■

	令和5年6月定例会
	一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第35号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回） について
概 要	今回の補正は、ふるさと納税自動販売機設置事業、旧小野田児童館解体整備事業、小野田浄化センター施設整備事業、小野田・楠企業団地インフラ等整備事業等、取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ1億6,617万8,000円を追加し、予算総額を326億3,901万6,000円とするもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>【歳入】</p> <p>○18款 寄附金 ふるさと寄附金 1,250万円の増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税自動販売機設置に伴い増額を見込むもの <p>○19款 繰入金 財政調整基金繰入金 7,769万3,000円の増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この度の補正の財源調整として繰り入れるもの ・令和5年度末予算上の財政調整基金残高は29億7,837万円 <p>【歳出】</p> <p>○2款 総務費</p> <p>1項10目地域振興費 1,943万5,000円の増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場に「ふるさと納税自動販売機」を設置し、市外からの来場者によるふるさと納税の促進を図り、自主財源の確保を目指すもので、契約期間は5年間となる。 ・寄附額に対する経費としては、返礼品となるゴルフ場利用権が寄附額の30%、事務費・自販機利用料が寄附額の24.38%、設置費用手数料としてゴルフ場に支払う手数料が寄附額の1.1%で、合計55.48%である。 ・簡単な手続かつ実質無料でゴルフをでき、残金で再来場の可能性にもつなげられる。 <p>1項16目ふるさと推進事業費 350万円の増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ助成事業助成金が交付決定されたため実施するもの <p>1項31目日本庁舎改修事業費 50万円の増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物運搬処理業務を委託するもの

・人が通らない鍵のかかる場所に仮置きしており、可決された後は、指定の業者が運搬して、国指定のジェスコの事業所で無害化処分する。

・本庁舎の蛍光灯でP C Bが含まれると思われるものは、全て既に取り替えている

3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費 460 万 3,000 円の増額

・戸籍情報システムの整備とシュレッダーの購入によるもの

○3 款 民生費

1 項 1 目 社会福祉総務費 4,704 万 8,000 円の増額

・令和 3 年度、令和 4 年度に実施した子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金による住民税非課税世帯等への給付事業の精算に伴うもの及び令和 4 年度の診療報酬支払基金交付金の精算に伴うもの

2 項 1 目 児童福祉総務費 723 万 8,000 円の増額

・令和 4 年度末に廃止した旧小野田児童館の建物を解体し、小野田小学校の駐車場として整備するための建物解体に係る設計委託料に関するもの

・市有財産活用検討委員会において、教育委員会から当該土地を小野田小学校の駐車場として活用したいという希望があり、駐車場として活用することとなった。

3 項 1 目 生活保護総務費 250 万 6,000 円の増額

・生活保護システムの改修によるもの

○4 款 衛生費

2 項 2 目 塵芥処理費 706 万 2,000 円の増額

・インボイス制度に対応するための環境衛生センターの計量システム改修によるもの

2 項 3 目 し尿処理費 6,188 万円の増額

・老朽化が進行している小野田浄化センターの施設整備によるもの

○6 款 農林水産業費

1 項 1 目 農業委員会費 74,000 円の増額

・地域計画を策定するため、農業委員会サポートシステムを活用し、目標地区の素案を作成するもの

1 項 3 目 農業振興費 566 万 3,000 円の増額

・新規就業者を雇用した法人及び農業協同組合等に対し、生産力

強化のための機械の導入や施設整備に係る費用を支援するものなど

- ・農業振興地域のみならず地域計画を策定するため、市内全域ではなく、厚狭北部、厚狭中部、厚狭西部、厚狭南部、厚陽、津布田、埴生、高泊、高千帆の9地区となる。

○7款 商工費

1項2目商工振興費 500万円の増額

- ・小野田・楠企業団地の水道の水圧が基準に満たないため、企業が進出した際に必要となる水道加圧装置を設置するもの
- ・水道供給施設が老朽化し、改修費用等を要するため、企業進出の度に水道加圧装置を設置する。

○10款 教育費

2項3目学校建設費

高千帆小学校屋内運動場外壁改修事業の財源内訳の変更

- ・学校教育施設等整備事業債（補助分充当率90%）を、国の内定により防災減災国土強靱化緊急対策事業債（補助分充当率100%）に変更するもの

5項2目図書館費 166万9,000円の増額

- ・中央図書館の消防設備について、消防設備点検により、至急改修等が必要になったもの
- ・消防点検は毎年2回実施しており、昨年度の点検で改修等の必要があるものが判明し、見積書の提出を求めていたが、提出が遅れたため、当初予算に間に合わず、補正で対応となった。

【地方債補正】

○高分子焼却炉除却事業債

- ・限度額340万円を5,870万円に増額するもの

討

論

討論なし

結

果

全員賛成で可決